

Denki Rengo NAVI

電機連合NAVI

労働組合活動を支援する政策・研究情報誌

2016年春号

(2016年5月9日発行 通巻58号)

CONTENTS

論 点

これからの社会に向けて

電機連合 副中央執行委員長 神保 政史

特 集 エイジフリー社会を考える

2

1 70歳現役をめざして

法政大学 藤村 博之

8

2 長寿を享受できる社会を目指して

慶應義塾大学教授 駒村 康平

16

3 長寿社会のまちづくり（柏プロジェクトの実践）

～柏市・UR都市機構・東京大学の連携による取組み～

東京大学高齢社会総合研究機構客員研究員

（元柏市保健福祉部長） 木村 清一

23

羅 針 盤

家電リサイクル法における成果と今後の取組

経済産業省 商務情報政策局

情報通信機器課 環境リサイクル室 課長補 佐野 太南

31

エッセイ

「宇宙を見る新しい窓・重力波」

東京大学宇宙線研究所重力波観測研究施設

准教授 三代木 伸二

34

先読み情報

新たなフロンティア、東北の被災地

ジャーナリスト 森 一夫



JEIU

ISSN 1342-3924

これからの社会に向けて

電機連合 副中央執行委員長 神保 政史

2016春闘では、底上げ・底支えをテーマに賃金改善に取り組みました。何故、労働組合が底上げ・底支えに取り組んでいるのか？それは日本に広がる格差を是正し、働く意欲がある人がやりがいを持って働き、安心して暮らせる社会を実現するためです。格差是正は、今、日本が取り組まなくてはならない最も重要な課題の一つといえます。

21世紀に入りグローバル経済が加速し、競争が激化したことに伴い、世界的に格差が拡大しています。2014年にOECDは、加盟する多数の諸国で富裕層と貧困層の格差が最大となった調査結果から、成果の果実は高所得者に先に発生しその恩恵は低所得者層に行き届くという、いわゆるトリクルダウン理論を否定した内容を報告しています。

日本においても、格差社会という言葉が日常的に使われるようになり、社会問題化しています。2014年7月に厚生労働省がまとめた「国民生活基礎調査」によると、「相対的貧困率」は16.1%、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は16.3%となり、いずれも過去最悪を更新してしまいました。これは約6人に1人が相対的な貧困層にあることを意味しております。そして、この水準はOECD加盟30か国の中では4番目に高い結果となっています。

その要因の一つは、企業がグローバル経済を生き残るために、安価な労働力を求め製造現場を海外に求めたことや、規制緩和により労働コストを過度に抑制した結果、低所得で雇用が不安定な労働者が増加するなど雇用が劣化したことがあげられます。

日本は世界3位の経済大国であり、物質的に豊かな国とされてきましたが、今の日本では普通に働き、生活することが難しい社会になってしまいました。所得格差が拡がり、低所得者層が増大し、そのことが固定化し次世代に連鎖しているのが実態です。この状況が続けば、社会そのものが不安定になり、結果として経済成

長の阻害要因になる恐れがあります。ゆえに、格差を是正することが今の日本の喫緊の課題といえます。

そのためには政治が果たすべき役割は大きく、どのような社会を目指した政策を進めるのか、限られた財源をどのように配分するのかが問われています。

企業や富裕層に厚く配分してもトリクルダウンは起こらないことはOECDのレポートで示されている通りです。どの立場に立って、どの層に焦点をあてるのかによって社会の方向性が変わってきます。

そして、その政治を動かすには有権者一人ひとりが投票権という権利を行使することです。国民の政治離れが進み、直近の国政選挙では史上最低の投票率となりました。このことは国民の政治に対する無関心とあきらめの現れであり、政党・政治家は真摯に受け止めるべきです。しかしその一方で、義務を果たさない私たち国民も考えなくてはなりません。

投票行動を分析すると、富裕層・高齢者は投票率が高く、低所得者層・若年層の投票率が低い傾向にあります。このことが、投票率の高い層に分配が厚く、投票率が低い層への分配が薄くなり、結果として不公平な分配による格差の拡大を招いているといわれています。

朝日新聞の18歳～19歳を対象にした世論調査では、所得格差は「社会の仕組みによる面が大きい」とした人が59%、今の日本は「報われない社会」と考えている人が56%、政治家が若い人たちのことを考えて政治をしているかの問いに対しては「そうは思わない」が80%となり、若年層の政治への期待感の低さと社会の不公平感を訴える声が目立っています。

格差を是正し、働きたい人が働ける社会、誰もが安心して暮らせる社会、公平に教育を受ける機会を得られる社会、若い世代が希望を持てる社会に向けて、まずは間近に控えている国政選挙に一人ひとりの権利を行使することです。

この度の熊本地震により被災された皆様ならびにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

特

集

エイジフリー社会を考える



不安定化する世界情勢、姿を変え続ける産業構造、少子高齢化の進展で減少する労働人口、超高齢社会の到来など、私たちを取り巻く環境は変化し続けている。その中でも、とりわけ「少子高齢化・人口減少」は、私たちが確実に迎え、かつ雇用や暮らしに対するインパクトも大きい変化である。今後ますます加速する人口動態の変化の下で、一人ひとりが年齢にかかわりなく、生きがいとやりがいを持てる社会（＝エイジフリー社会）を実現するためには、広く雇用のあり方や社会保障などについて検討する必要がある。

本特集では、高齢者雇用の必要性和課題、長寿が社会経済に与える影響と社会経済モデルについて、長寿社会のまちづくりの事例として柏プロジェクトの取り組みを紹介する。エイジフリー社会を考える一助になれば幸いである。

70歳現役をめざして

法政大学 藤村 博之

1. なぜ70歳現役が望ましいのか

70歳現役という言葉を知ると、次のような印象を持たれる読者は多いかもしれない。「60歳定年後も何らかの形で65歳まで働き続けなければならないことになったと思ったら、次は70歳まで働けと言うのか。勘弁してほしいな。」

確かに、逃げ水のように引退年齢が先に延びていくという印象は否めない。しかし、働き続けることが健康に良く、社会の活力維持につながるようになったら見方は変わるはずだ。65歳以降も働き続けることは強制すべきものではなく、各人の自由に任せるべきことである。70歳は一つの象徴的な年齢であって、気力、体力、知力が許すなら、年齢に関係なく働き続けることが望ましいとも言える。

働き続けることは健康に良い

数年前、産業医の学会に招かれて、パネルディスカッションに参加した。筆者の役割は、働く人たちがどのような制度のもとに置かれているのかを報告することであった。筆者の他に数人の産業医が症例報告をされたが、その方々が異口同音に主張しておられたのが「元気だから働いているのではなく、働いているから元気なのだ」という点だった。働くことは健康維持に効果があるというのが産業医の共通理解のようである。

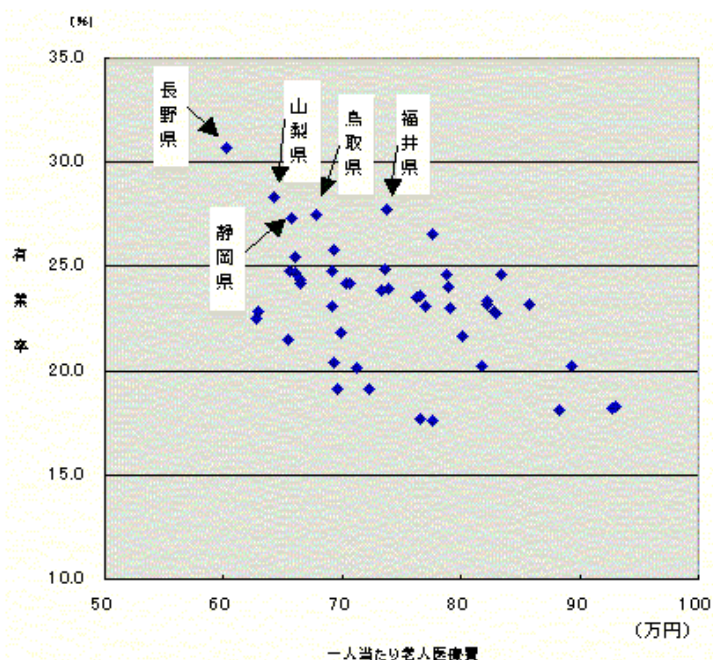
働いているとたくさんの刺激を受ける。毎朝

決まった時間に起き、身支度を調べて会社に行く。会社に行くと仲間がいて、様々な話が出る。会社には自分がやるべき仕事があり、それをすると顧客や同僚から「ありがとう」と言ってもらえる。人間は社会的な動物であり、他者との関わりの中で、自らの存在感を得ることができる。働くとお金をもらえることも重要だ。働くことは、いちばん手っ取り早い社会参加の方法なのである。

日本社会のあり方に批判的な学者の中には、仕事にしか生きがいを見出せないこと自体が問題だと主張する。しかし、働きたいという人がいて、雇おうという企業があるなら、働き続けることを否定する必要はない。しかも、働くことが健康維持に役立つなら、増え続ける医療費の抑制にもつながる。

図1は、総務省統計局のホームページに掲載されている図である。高齢者の有業率と一人当たり老人医療費の関係を都道府県ごとにプロットしたものである。これを見ると、緩やかな右下がりの傾向を示していることがわかる。すなわち、高齢者の有業率の高い県は老人医療費が低くなるのである。約10年前の数値であるが、基本的な部分は変わっていないと推論できる。働くことは健康にいいという産業医たちの主張を裏付けている。

図1 都道府県別高齢者の有業率と一人当たり老人医療費との関係



資料 高齢者の有業率：「平成14年就業構造基本調査」
一人当たり老人医療費：「平成13年度老人医療事業年報」（厚生労働省）

社会を支える側にいる人たちを減らさない

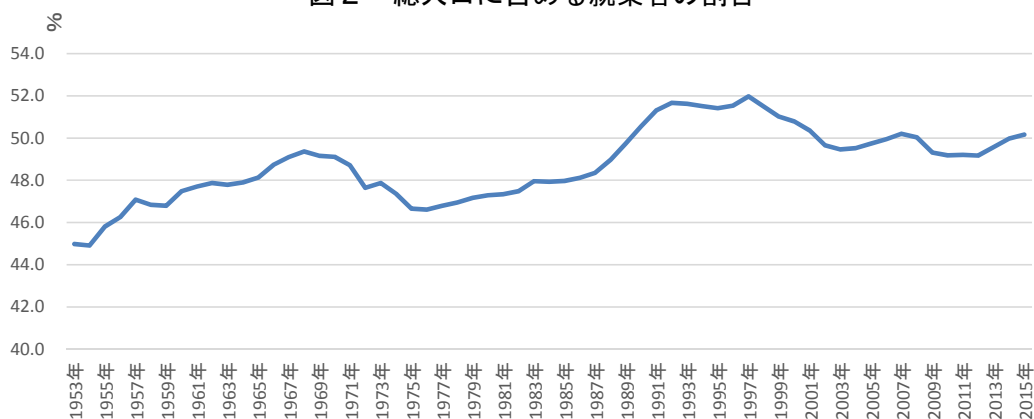
高齢化が進む日本社会の深刻さを表現するために、次のような数値が示されることがある。

「1950年には現役世代(15-64歳)12.1人で65歳以上の高齢者1人を支えていた。この数値は、その後一貫して減少し、1970年には9.8人、1990年には5.8人、2010年には2.8人になった。このままの状況で推移すると2020年に2.0人、2030年に1.8人になっていく。」このような数値を見

せられると、「日本社会の高齢化って本当にたいへんなんだな」と思ってしまう。

他方、一般には語られないが、次のような事実もある。総人口に占める就業者の割合は、この60年間ほとんど変化していない。図2がそれを表している。1953年の45.0%から多少の変動はあるものの上昇傾向を示し、1997年に52.0%になった。その後、やや低下しているが、2015年でも50.2%である。

図2 総人口に占める就業者の割合



(注)総務省統計局「人口推計」と「労働力調査」を用いて筆者作成

私たちの社会は、働いて社会を支えている人たちと、そういった人たちに支えられている人たちに大別される。就業者とは、社会を支える側にいる人たちである。働いて収入を得ることによって、本人や家族の生活を支えている人の割合は、この60年間、50パーセントの近傍で推移しているのである。

この事実は、先に示した現役世代と高齢者の比率とまったく異なっている。このような差異が発生するのは、少子化の影響を考慮に入れているか否かに理由がある。子ども達は、支えられる側に属しており、その人数はこの60年間減少してきた。他方、高齢者の数が増えてきたので、現役世代と高齢者の比率を計算すると、現役世代の負担が増えているということになる。支える人と支えられる人という視点で見ると、人口構成の高齢化にともなう影響は、まだ限定的であると言える。

もちろん、今のままでいいと言うつもりはない。このままの状況で推移すると、支える側の数も割合も今後確実に低下していく。そうなると、日本社会は活力を失いかねない。いま私たちが考えなければならないのは、多くの人たちにできるだけ長く、「支える側」にいてもらうにはどうすればいいかという点である。働く意欲と能力があり、年齢にかかわらず雇用したいという企業があるのなら、何歳まででも働き続けてもらうのが最も良い施策である。これを象徴的に表す言葉が70歳現役なのである。

2. 60歳代後半以降の就労の実態

(1) 65歳以降も働ける企業—「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト

政府は、2007年に『70歳まで働ける企業』推進プロジェクト」を始めた。独立行政法人高齢・

障害・求職者雇用支援機構（以後、「高障機構」と略称）がプロジェクト会議を設置し、『70歳まで働ける企業』の実現に向けた提言』を発表した。その後、2011年には『70歳まで働ける企業』の取組みの進展・拡大を目指して（2011年提言）』を発表している。

筆者は、後者をまとめた「70歳雇用実現プロジェクト会議」のメンバーとして議論に参加し、60歳代後半から70歳代の雇用のあり方について考えてきた。その会議では、65歳を超えた人たちを雇用している企業の実態が多数報告された。その資料は、2011年提言の巻末資料として公表されている。また、高障機構は、2008年度以降、毎年、『70歳いきいき企業100選』と『70歳雇用先進事例集』を各1冊ずつ発行している。これらは、企業側の考えを知る上で貴重な資料となる。

2011年提言は、高齢化の更なる進展が見込まれる日本社会において、能力、体力、気力が充実している高齢者には、年齢に関係なく長く働いてもらうことが不可欠であると主張する。そのためには、企業は制度や考え方の面で、従業員は自分自身の能力開発の面で、そして社会も65歳を超えて働き続けることを応援するという面で、それぞれの役割を果たしていく必要があるとしている。

総務省の『労働力調査』を見ると、60歳代後半以降の労働力人口は、1998年の485万人から2015年の744万人に259万人も増加している。仕事の種類によっては60歳代後半以降の人々に向かないものもあるだろうが、多くの仕事は対応可能である。問題は、経営者と従業員本人がどれだけ本気になって取り組むかである。65歳を超えて働き続けることは決して特別なことではなく、私たちの身近にあることに気づけば、打開策はたくさん見えてくると思われる。

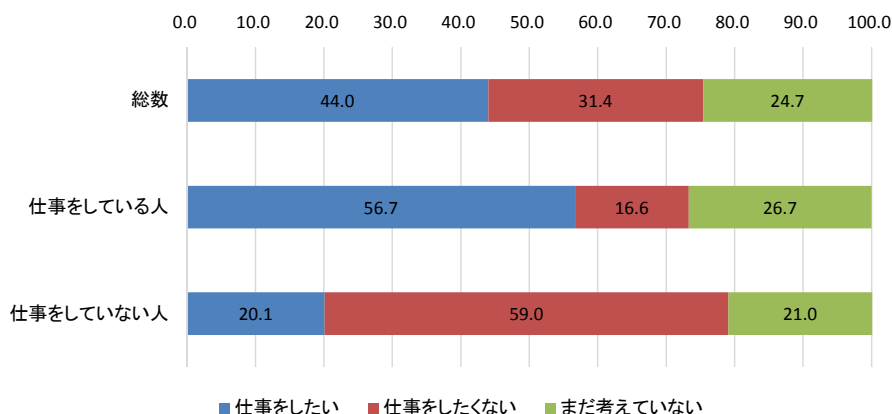
(2) 働く人たちの意識と能力開発

60歳代前半で働いている人は60歳代後半も就労を希望

以上は、企業側の実態であるが、働く側は60

歳代後半以降の就労をどのように考えているのだろうか。2010年の「第6回中高年縦断調査」はこの点を調査しており、その結果が図3である。

図3 65～69歳での就労希望



資料：厚生労働省「中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）」（平成22年）

（注）対象は60～64歳の男女、なお、第6回の65～69歳での就業希望が不詳の者は除いて計算した。

60歳代前半で仕事をしている人は56.7%が引き続き働きたいと回答し、明確に「仕事をしたくない」と回答したのは16.6%だった。60歳代前半で仕事をしていない人は、59.0%が「仕事をしたくない」と回答し、「仕事をしたい」と答えたのは20.1%であった。この結果から、60歳代前半で働いているからこそ、60歳代後半も引き続き働こうという気持ちになることが読み取れる。65歳という年齢は、突然やってくるものではない。日々の積み重ねの結果として、65歳に到達する。そのときに、働き続けられるか否かは、それまでどのような仕事をしてきたのか、仕事上の課題にどのように向き合ってきたのかによって決まる。前節で60歳代前半層の雇用について検討した理由がここにある。

50歳代の能力開発が問題だ！

従業員が65歳を超えて働き続けるには、企業が雇いたいと思う能力を維持しておかなければ

ならない。企業は、福祉政策として高齢者を雇うことはしない。企業にとって必要な能力を持っており、賃金に見合った結果を出してくれると期待しているから高齢者を雇うのである。企業側からすれば、自社の従業員が60歳を過ぎても成果を出せるだけの能力を維持するにはどうすればいいかを考える必要がある。能力維持は、企業が従業員のどちらか一方の責任ではなく、両者の協力によって実現できるものである。

能力の維持には不断の能力開発が欠かせない。何歳になっても新しいことを学ぶ機会があることが重要である。しかし、現実には「不断の能力開発」からはほど遠い。

厚生労働省が2005年に実施した「第1回中高年縦断調査」を見ると、仕事のための能力開発や自己啓発をしたのは、50～54歳男性の36.0%、55～59歳男性では29.7%であった。女性については、50歳代前半が22.8%、50歳代後半が16.9%にとどまっている。「勤め先が開催する研修に参

加した」に注目すると、男性の場合、50歳代前半が21.3%、後半が16.6%であるのに対して、女性ではそれぞれ13.6%、9.7%でしかない。50歳代になると、従業員の教育訓練に企業も熱心でなくなる姿が見て取れる。

厚生労働省が2012年に実施した「能力開発基本調査」（個人調査）にも同様の傾向が現れている。何らかのOFF-JT（研修や座学）を受講した割合は、年齢とともに低下し、50歳代で34.3%、60歳代で21.2%になっている。

65歳以降の雇用を実現するには、50歳代後半になっても能力開発を続ける必要がある。しかし、これら2つの調査が示すように、企業も従業員自身も大した能力開発を行っていない。これでは60歳までの雇用が関の山で65歳まで雇うとなると、企業側の負担感はとても大きいだろう。ましてや70歳までの雇用など到底おぼつかない。政府の掛け声だけでは問題は解決しないと言える。

3. 高齢者がイノベーションを起こす

イノベーションの出発点は問題に気づくこと

企業が競争を生き抜くにはイノベーションが必要である。イノベーションとは、新しい技術や仕組みを生み出すことであり、一般的には、若年層や壮年期の人によって担われると考えられている。しかし、組み合わせ方を変えることもイノベーションの一形態であり、その分野で高齢者が活躍できる範囲は広い。

ピーター・ドラッカーは『イノベーションと企業家精神』の中で、イノベーションの例をたくさん示している。割賦販売の仕組みを導入して農機具を買う資金を持たなかった農民が農機具を手に入れられるようになったこと、トラックの荷台を切り離してコンテナとして貨物船に積

み込めるようにしたこと、17世紀の半ばにチェコで発明された教科書を使った教育方法など、今となっては当たり前になっていることが実は当たり前ではなかったことがわかる。

イノベーションの出発点は、私たちが感じている問題や不自由さである。何かうまくいかないと、もう少しこうなったらいいのに、といった感覚から、新しい製品やサービスが生まれてくる。高齢者が増えてくると、これまでは問題にならなかったことが問題になる。それにいち早く気づくのは高齢者自身である。それゆえ、従業員の中に変化に気づける人、すなわち高齢者がいないと、企業はイノベーションの種を見逃してしまうことになる。

不自由さに気づいたら、それへの解決策を考え出すチームを作る。若年層、中堅層、そして高齢層を混合して編成することが有効である。高齢者は、長い職業生活の中で蓄えてきた情報が豊富である。若年層や中堅層は新しい技術を知っている。これら年齢の異なる層が議論することで、「知の創造」が起こる。

例えば、高齢者にとって当たり前のことが若手には理解できない場合がある。そんなとき、高齢者は、若手にわかってもらえるように説明を試みる。言葉を選び、具体例を示しながら言葉を綴る。すると、そこから新たな発見が生まれる。読者の方々にもご経験があるのではないだろうか。誰かに説明するために話していると、自分自身の考えが整理され、物事の新たな側面に気づくことが…。

組み合わせがイノベーションを起こす

高齢者の持つ知識や経験が単独で生きることには少ないと考えられる。でも、そこに別の情報を組み合わせることで、世の中にはなかった新しいものが生まれてくる可能性がある。例えば、

プロジェクトチームの中に海外駐在経験が豊富な高齢者を加えると、議論の幅が広がる。日本の社会インフラは、世界一整っている。停電はまれだし、鉄道は正確に運行されている。郵便は正確に届くし、ほぼ24時間欲しいものを買うことができる。このような便利さは、日本にずっと住んでいると当然のことになり、その素晴らしさがわからなくなる。海外に初めて赴任した日本人が最初に面食らうのは、生活面の不自由さである。

しかし、現地の人たちはその中で普通に暮らしている。不自由さや不便さを補う生活の知恵を持ち、快適に生き、人生を楽しんでいる。海外駐在経験者は、そのような実態を目の当たりにし、さまざまなことを考えてきた。日本のこ

としか知らない若手や中堅とは異なる視点を提供できるはずである。

このようにして、高齢社会の不自由さをいち早く解決する財・サービスを生み出すことができれば、これから高齢化する他の国々に売ることができる。1960年代の公害問題に苦しんだ日本が、世界最高の公害防止技術を生み出したのと似た現象がこの分野でも起こることになる。

65歳以上人口が全人口の4分の1を超えるような社会は、私たちにとって未知の領域であり、不安になるのは当然である。しかし、他国も同じように高齢化しているいま、大きなビジネスチャンスにあふれていると考えることもできる。果敢に挑戦して世界の範となることが日本の使命だと言えよう。

【参考文献】

厚生労働省[2006]『第1回中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）結果の概況』

厚生労働省[2012a]『第6回「中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）」の結果』

総務省『労働力調査年報』

総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/topics/topics052.htm>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構[2011]『「70歳まで働ける企業」の取組みの進展・拡大を目指して』

日本の高齢化率はすでに2015年時点で26.7%となり、今後も継続的に上昇が見込まれる。高齢化率は出生率の低下と寿命の伸長によってもたらされる。このうち、寿命の伸長、すなわち長寿自体は望ましいことであるが、高齢者の増加は社会経済に大きな影響を与える。20世紀に確立された社会経済モデルは長寿社会では見直しが求められる。本校では、長寿が社会経済に与える影響、人々が長寿を享受できる社会経済モデルを考察したい。

1. 人類の寿命の伸張

(1) 世界最古の生命表

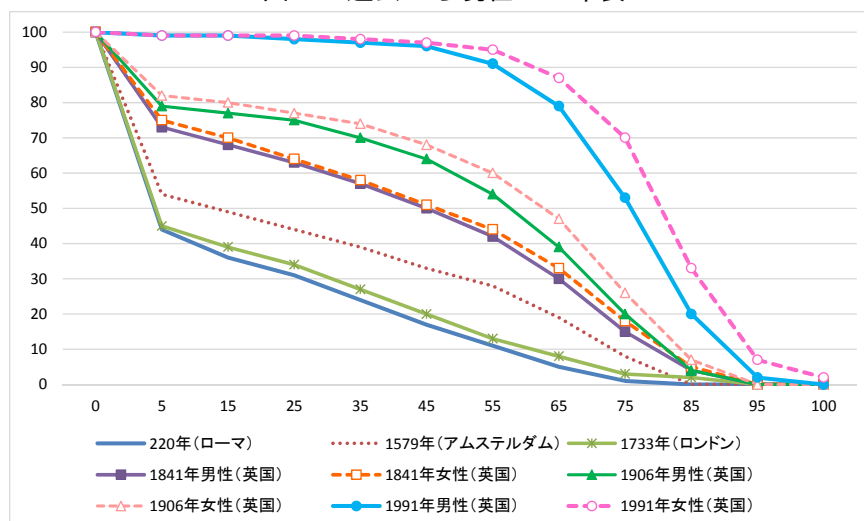
生命表とは、年齢別・性別に翌年までの生存率を示したものである。過去の時代の生命表をさかのぼると人類の寿命の推移がわかる。人類の最初の生命表は、ローマ帝国の政治家、法学者のウルピアヌスが220年に作成したとされる。この時代に、生命表が必要になった理由は、ロー

マにおけるファルキディウス法の「被相続人は指定した相続人に全資産の4分の3以上の財産を遺贈することは禁止」という条文を施行するため、被相続人の生存率を計算し、資産の価値を見積もる必要があったからである。

その後、寿命に関する統計は17世紀から盛んになり、様々な統計が残されるようになる。

図1は、各時代、年齢ごと（5歳刻み）の生存率である。生存時0歳を100として、次の年までにどの程度生存できるかを示している。これから、人類の寿命がどのように伸びてきたのかわかる。古代から18世紀までは、0歳から5歳の間で生存率が急激に低下することがわかる。この間の乳幼児死亡率が高く、古代から近世まで、ほとんど改善されてこなかったことがわかる。そして、18世紀から19世紀にかけて、0-5歳の生存率は急激に上昇していることがわかる。この図からもう一点、20世紀前半から20世紀後半にかけて高齢者の生存率が大きく改善している点を読み取ることができる。

図1 過去から現在の生命表



出典：Teugels, Jef L and Sundt, Bjrn(2004)より作成

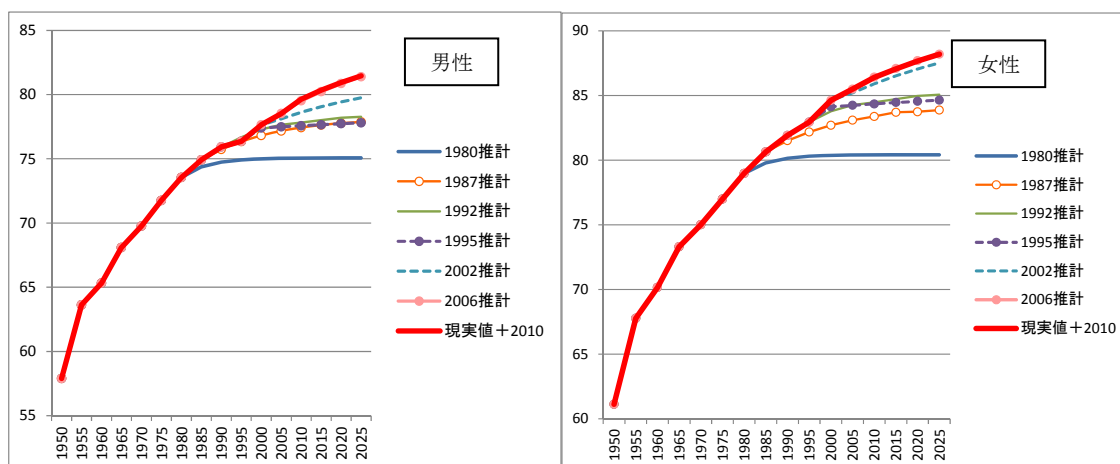
(2) 日本の人口構造の変化

(1)で見たように、人類の寿命の伸長は2つの部分で発生していた。すなわち19世紀から20世紀前半までの乳幼児死亡率の低下と20世紀後半からの高齢者の寿命の伸長である。しかし、20世紀後半からの高齢者の寿命の伸長は予想以上のものであり、日本の過去の人口推計では、過小推計になってきた。

人口問題研究所（現、国立社会保障・人口問題研究所）による1975年の人口推計では、2015年現在でも総人口は増加を続けており、高齢化

率も16%程度で安定するはずであった。しかし、実際には、この予測は大きく外れ、2015年で、高齢化率は26.7%に達し、人口減少はすでに始まっている。人口推計が大きく乖離したのは、出生率の想定にずれがあった点がよく知られているが、別の要因もある。それは寿命の伸長を過小推計していた点である。図2は各年の人口推計における高齢者の寿命の伸長予測であるが、推計の改訂のたびに上方に修正されていることがわかる。

図2 寿命の伸長とその予測 男性、女性



出典：国立社会保障・人口問題研究所（人口問題研究所）各年より作成

この結果、1975年時点では、将来、2,500万人程度で頭打ちになると予測された高齢者人口は、2010年の推計では、2040年には4,000万人に接近すると修正された。

もちろんこうした高齢期の寿命の伸長は日本だけではなく、先進国共通である。そして、今後、寿命の伸長は先進国にとどまらず発展途上国にも拡大し、出生率の低下もあいまって、世界の高齢化率は21世紀中に大幅に上昇することが予測されている。

2. 長寿がもたらす課題と可能性

日本の高齢化率は26.7%（2015年）と、世界最高となっているが、今後も、出生率の低下と長寿化により、高齢化率は一層上昇し、2050年前後には40%に達する。75歳以上に限定しても人口に占める割合は27%に到達する。他の先進国の高齢化率のピークが25-30%にとどまることと比較すると日本社会は世界史的にも類のない高齢化社会を迎えることは確実である。

長寿は人類の夢であり、日本社会はその夢を現実のものにしつつある。しかし、日本ではその負担部分ばかり強調され、あまり積極的に評価されない傾向がある。

(1) 寿命の伸長が社会にもたらす課題

寿命の伸長がもたらす課題としては、寿命とともに、自立して生活できる年齢、すなわち健康寿命が延びない場合に発生する。

その点で、今日、最も危惧されるのが、要介護者、特にそのなかでも本人、家族に多くの負担をもたらす認知症患者の増加である。認知症の発症確率は75歳以上あたりから、加齢と共に急上昇することが確認されている。現在、認知症患者は500万人弱存在するとされているが、

2050年頃には1,000万人に到達すると予想されている。認知症患者の増加は、介護費の負担を拡大させる。また認知症患者によって引き起こされる様々な事故、事件も増加しており、そうした社会的コストも増加すると思われる。

認知症患者の増加、あるいは認知症まで至らなくても加齢に伴い認知能力の低下した人が増加することは、日々の経済取引、資産運用を停滞させることも予想される。

また、認知症に至らなくても、寿命の伸長とともに疾病構造も変化しており、医療費の大半が、非感染症疾患・慢性疾患・生活習慣病に費やされる可能性が高い。現在、社会保障給付費は115兆円程度であるが、2025年までには150兆円まで増加すると見込まれている。その増加分のほとんどが医療・介護費用であるが、これまでの研究で、健康寿命が延びれば、介護費の増加は抑制可能であることが確認されている。

医療・介護とともに不安視されるのが年金制度である。長寿リスクに対する保険である年金制度にとっては、寿命の伸長は長寿リスクの上昇に他ならない。寿命の伸長の中で年金財政を維持するためには、1) 保険料を引き上げる、2) 給付を引き下げる、3) 支給開始年齢を引き上げる（長寿リスクの定義を変える）のいずれが必要になる。

これまでの多くの先進国の対応は、2) の給付の引き下げが中心である。各国とも高齢者が健康で活動的になっており、その結果、就労期間が長期化し、高齢者就業率は上昇傾向にあるが、その背景には、年金給付水準の引き下げによる老後の所得不安もある。

給付水準の引き下げのみではなく、3) の支給開始年齢の引き上げで対応している国もある。デンマーク、イタリア、オランダは平均寿命の伸長と年金支給開始年齢を連動させる仕組みを

導入している。

現在の日本の年金制度は、2025年までに年金の支給開始年齢を65歳に引き上げて（女性は2030年）、以降は年金の支給開始年齢は固定するとしている。そして、今後も続く長寿リスクの上昇に対しては、2）の給付の引き下げで対応することになっている。具体的には、マクロ経済スライドという仕組みであるが、これは高齢化の指数に連動して、年金給付の実質水準を引き下げるものである。具体的には、少子化と長寿化の動向に連動して、物価上昇期に年金給付の実質水準を毎年約1%ずつ引き下げることになっている¹。したがって、日本の現行の年金制度は、長寿リスクに対して、財政の持続可能性を維持する仕組みは導入済みであり、寿命の伸長によって年金財政が破綻することはない。ただし、寿命の伸長と少子化によりマクロ経済スライドの適用期間が長期化し、給付水準が大きく下がる点が大きな問題である。2014年の年金財政検証では、厚生年金加入者の年金の実質水準はマイナス20%、基礎年金はマイナス30%と見込まれている。特に、基礎年金の大幅な給付低下は貧困高齢者を増加させるため、今後大きな問題になる。そこで、年金制度には、65歳以降に年金を受け取る時期を遅らせ、受け取る年金額を増やす「繰り下げ支給制度」がある。受給するタイミングを1年遅らせると、年金額を7%程度増やすことが可能になる。加えて、その1年間就労し、年金に加入すれば、さらに年金額を増やすことが可能になる。つまり、個々人にとって、65歳以上も働くことができれば、年金の受給のタイミングを遅らせることで、マクロ経済スライドによる給付低下を一部相殺す

ることは可能である。そこでの問題は、65歳以降の雇用が確保できるかにある。

65歳以降の高齢者雇用の促進については異論もあろう。若い世代で非正規労働者が増えていくなかで、高齢者がいつまでもポストにしがみつ়くことになるのではないかという危惧もある。しかし、ポストのミスマッチというミクロ的な議論と経済全体での労働力不足のマクロの問題を混合して議論すべきではない。日本経済は毎年1%ずつ労働者が減少し、経済成長を押し下げることになる。マクロ経済から見れば、労働力は過剰ではなく不足し、日本経済の足を引っ張っている。したがって、若い世代と高齢世代の雇用も巡る問題は、あくまでも処遇、ポストを巡るミスマッチであり、それぞれの世代の能力、経験などにあった役割分担ができるような仕組みを模索すべきである。

(2) 寿命の伸長が社会にもたらす可能性

(1)で整理したように日本では、長寿の負担が注目されるが、諸外国では長寿により経済成長が促進されることが確認されている。デービット・ブルームらの研究によると「アメリカでは、平均寿命が1年長くなると実質経済成長率は0.3-0.5%高くなる」ことが確認されている²。またケビン・マーフィーらの推計によると「米国の過去1世紀の平均寿命の伸びは一人あたり120万ドルの富を生み出した」とされている。WHOによると、英国は、高齢者の年金、医療コストに比較して税金、消費面での400億ポンドの経済貢献を行い、2030年には770億ポンドになると推計している。

¹ 詳細は駒村（2014）を参照せよ。

² ソニア・アリソン（2013）参照

3. 高齢者の定義の再考

今後、寿命の伸長が続くであろうが、2. で見たようにこれを負担と見るか可能性の拡大をみるかは社会経済システム次第である。これまでのように65歳以上を高齢者と見直してよいか、いくつか高齢者の定義を見直す材料を提示しよう。

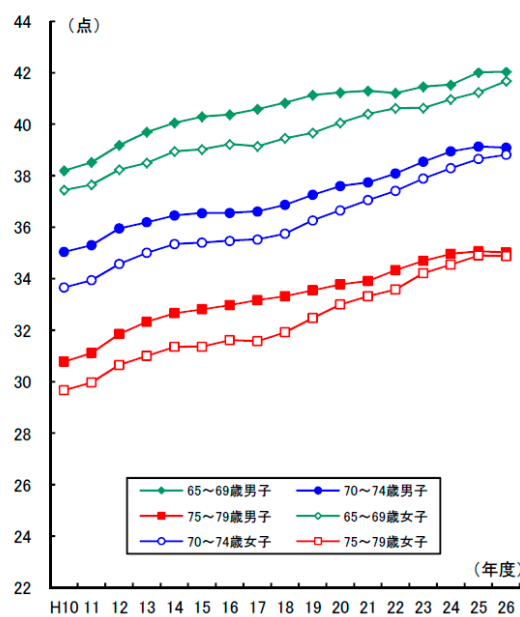
(1) 肉体・知的能力の改善

日本人は健康寿命もまた先進国間で最も良好なことはよく知られている。それを裏付けるの

が、高齢者の健康状態、知的能力の向上である。文科省の「平成26年度体力・運動能力調査」によると、図5で示すように、高齢者の身体能力は年々向上しており、平成26年の70～74歳男性のスコアは平成11年の65～69歳のスコアとほぼ同等である。

また日本の中高齢者の知的能力も高いことが知られている。OECD(2013)『国際成人力調査』によると、日本の55～60歳の読解力、数的思考能力はOECD各国の40歳代に劣らないことが指摘されている。

図3 新体力テストの合計点の年次推移



出典：文科省「平成26年度体力・運動能力調査」

(2) 精神的な意味での高齢者年齢

寿命の伸長により、高齢者が精神的にも若返っている。内閣府の世論調査によると「何歳から高齢者か（以下、高齢者の定義年齢）」という質問に対する回答の平均値は70歳である。既に日本社会では、主観的には、65歳からが高齢者ではなく70歳からを高齢者と考えている。興味深いことに、回答者の年齢が上がるにつれて、

高齢者の定義年齢が上昇する傾向にある。アメリカでも同じ傾向が見られ、75歳以上の3分の1しか老いを感じていないという報告もある。

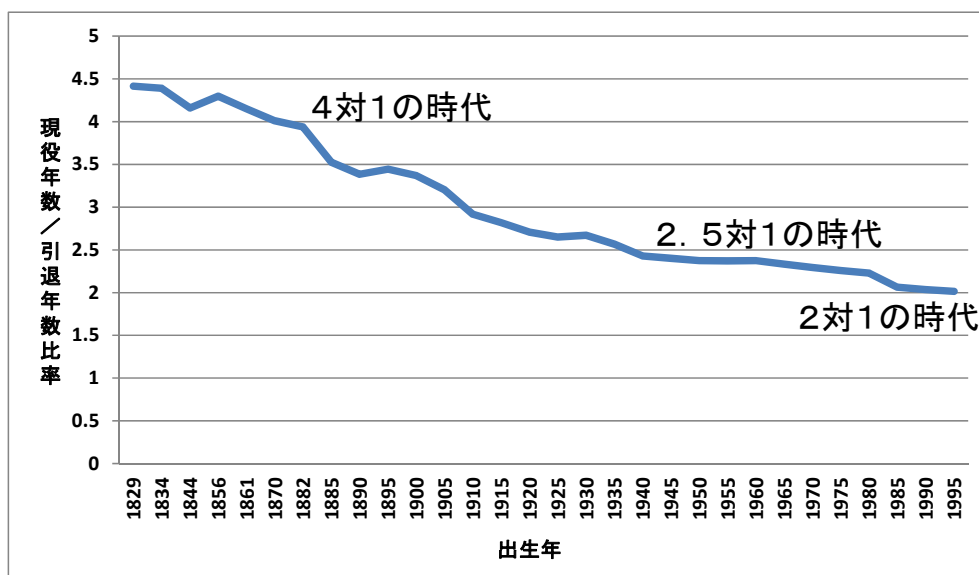
もしこの傾向が今後も続けば、国民全体の高齢化とともに、国民が主観的にとらえる高齢者の定義年齢も上昇し続けることになる。

(3) 人生のバランスを固定化するための高齢者年齢

寿命が延びるなか、仮に高齢者年齢イコール引退年齢が現在の65歳で固定化された場合、当然ながら就労期間と引退期間のバランスは変化する。具体的に、長寿化により人生の時間配分バランスがどのように変化するか見てみよう。

まず、現在の制度的な高齢者年齢、引退年齢を年金支給開始年齢の65歳で固定化し、教育期間終了後から引退年齢までの現役である年数（現役期間）に対して引退年数から死亡するまでの年数（＝引退期間）がどのくらいになるのか、その比率（＝ 現役期間／引退期間）を見てみよう（図4）。

図4 人生のバランスの変化 現役期間／引退期間の比率の推移



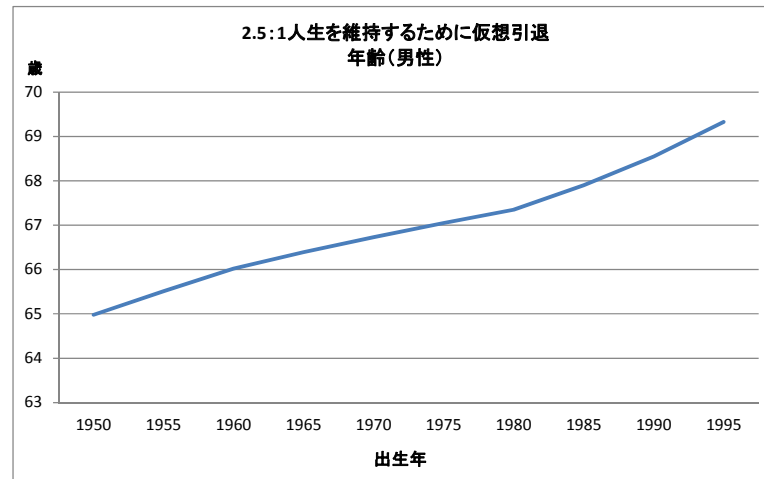
出典：筆者推計

寿命の延びとともに、人生の現役期間／引退期間のバランスが変化していることがわかる。かつては、現役期間4.5対引退期間1であったが、2015年に65歳を迎えた1950年生まれの世界は、現役期間2.5対引退期間1の比率の人生を過ごすことになる。そして、今後も寿命が延びるために、65歳を引退年齢と固定すると1995年生まれは現役期間2対引退期間1の世代になり、人生の中で非常に長い引退期間を過ごすことにな

る。もし、人生の現役年数／引退期間比率を1950年生まれの2.5対1に固定するためには、将来世代の引退年齢をどこまで引き上げればよいか、そのように計算した仮定の引退年齢と計算したのが図5である（図中では仮定引退年齢）。

例えば、1995年生まれの世代が、1950年生まれと同じ比率の人生を送るためには、70歳ごろまで引退年齢（仮定引退年齢）を引き上げる必要が出てくる。

図5 仮想引退年齢の見込み



出典：筆者推計

(4) 平均余命等価年齢

「昔の〇〇歳は、今の〇〇歳に相当する」というふうに言われることがあるが、これに近い概念として「平均余命等価年齢」という概念がある。これは、特定の基準年におけるある年齢と平均余命が同じになる年齢を、目標となる年次について算出したものである。

金子（2010）は、1955年の65歳と平均余命が等価な年齢は1980年では69歳、2005年は73.8歳としている。

(5) 扶養率を固定化するために高齢者年齢

2015年の扶養率（15－64歳人口／65歳以上人口）、すなわち何人の現役世代で一人の高齢者を支えているのかという数字は約2.3人である。今後、すでに述べたように、現役人口が減少し、高齢者人口が増加するため、扶養率は、2015年2.26、2025年1.94、2035年1.70、2045年1.39と低下し、若い世代の生産性が飛躍的に上昇しないと、若い世代の負担は上昇する。ではこの扶養率を2015年の約2.3に固定するためには、高齢者と現役世代を区分する年齢を何歳にすればよいかを計算すると、2025年68歳、2035年69歳、2045年72歳になる。

4. 新しい社会経済モデル

これまで見たように、長寿化が社会・経済に与える影響は、社会経済の仕組み次第で、プラスにもマイナスにもなる。そこで、1）65歳以上を一律に高齢者と見なすことをやめる、2）寿命の伸長に合わせて、雇用制度や社会保障制度などの制度改革を進める、3）健康、能力の維持が長寿社会では不可欠になる。

1）については、すでに3. で詳しく見た。

2）については、21世紀は、地球全体で高齢者が急激に増加する時代となり、20世紀に定着した工業社会、福祉国家で確立した年齢で人間を管理する社会経済システム、特に定年制度の大幅な見直しは不可避である。長寿社会では、年齢を目安に一律に人を管理しない社会を確立する必要がある、雇用システム、社会保障制度のみならず教育制度の大きな見直しが不可欠である。これらの社会経済システムの変更には時間がかかる。いずれの改革も10年単位の時間で進める必要がある。その際には、現在の65歳を前提にして議論するのではなく、20年後の65歳になる人々を想定する必要がある。

3) の健康、能力の維持は、自己責任・自己努力だけではなく、政策的に支援する必要がある。特に、1) との関係で、個人差の問題を留意する必要がある。すなわち、平均的には高齢者の健康状態、能力は向上しつつあるが、同時に加齢とともに個人差も大きくなる点である。所得格差の拡大の問題は、その個人差をより拡大する可能性がある。厚生労働省の「平成26年国民健康・栄養調査」によると、生活習慣等の状況について、所得の低い世帯では、所得の高い世帯と比較して、①穀類の摂取量が多く野菜類や肉類の摂取量が少ない、②習慣的に喫煙し

ている者の割合が高い、③健診の未受診者の割合が高い、④歯の本数が20歯未満の者の割合が高いなど、低所得者ほど健康状態に問題があることが確認されている。また、近年の子どもの貧困率の上昇も長期的には健康の個人差を広げる可能性もある。いくつかの調査で、低所得世帯の子どもは、運動習慣が形成されず、健康状態も悪い。そして、子ども期の健康問題は将来の健康にも大きな影響を与える可能性が高い。

所得にかかわらずすべての国民が、長寿社会のメリットを享受できるような健康、教育、労働、社会保障政策が重要になる。

参考文献

金子隆一（2010）「長寿革命—驚異の寿命伸長と日本社会の課題」『人口問題研究』第66巻第3号。

駒村康平（2014）『日本の年金』岩波書店。

ソニア・アリソン（2013）『寿命100歳以上の世界 20XX年、仕事・家族・社会はこう変わる』、土屋晶子訳CCCメディアハウス

Teugels, Jef L and Sundt, Bjrn(2004), Encyclopedia of actuarial science, John Wiley & Sons.

長寿社会のまちづくり（柏プロジェクトの実践）

～柏市・UR都市機構・東京大学の連携による取組み～

東京大学高齢社会総合研究機構客員研究員（元柏市保健福祉部長） 木村 清一

我が国の高齢化率は

世界のトップランナー

我が国は、世界でも類をみない速さで人口の高齢化が進行し、2030年には、65歳以上の高齢者が人口の3分の1になると予測されています。そして平成27年度「高齢者白書」によると、我が国の総人口が減少傾向を示す一方、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の3,300万人となり総人口に占める割合は27.0%、実に4人に1人が高齢者という超高齢社会になっています。

さらに、今後総人口が減少し続ける中でも、高齢化率は上昇するとみられ、2060年に至っては2.5人に1人が65歳以上となり、4人に1人が75歳以上になると報告しています。

こうしたことは、いまだ世界のどの国も経験したことがない超高齢社会が、すでに我が国に到来していることを意味しており、特に大きな課題として指摘されるのは、首都圏や近畿圏、中部圏などの、いわゆるベットタウンとして急激に人口の増大をもたらしてきた大都市近郊地域の急速な高齢化の進展そのものです。高齢者人口が増えるということは、相対的に要支援や要介護高齢者が増えることとなり、あわせて介護や医療の需要が急速に高まるということに必然的につながっていきます。

現代高齢者のもつ能力と役割の変化

一方、現在の高齢者は、人生100年時代と言われるように、健康年齢の伸長によって、身体能力は年齢とともに徐々に落ちていくものの、知的能力や判断能力、技術力などは、むしろ伸びていくという研究も多く知見されています。加えて社会経済の発展に伴い労働力の価値として、高齢者の新たな社会進出へのアプローチが強く求められて来ています。

さらに、現代社会において一般的に65歳を「高齢者」とする根拠は見当たらず、唯一1956年に国連の年次報告書で初めて記載されたことに由来するに過ぎません。当時の我が国の平均寿命を見ると男性が64歳、女性が68歳であって、65歳を「高齢者」とする理由は、感覚的にも理解できるものといえます。しかし、現在の我が国の平均寿命は男性で80歳、女性87歳を超えてきており、それぞれ16歳1.25倍、19歳1.32倍と大きく伸びてきていることから換算すると、実に「現代の高齢者とは82歳以上」とみることが出来ます。また、現代の高齢者のもつ運動能力や機能は飛躍的に伸びているとする研究データも数多く示されてきているところは論を待たないところです。

長寿社会のまちづくりにチャレンジ ～柏プロジェクトの誕生

こうしたことから、身近に迫る超高齢・長寿社会に対応した「新たなまちづくり」を進めようと、2010年5月に千葉県柏市とUR都市機構と東京大学の3者が協定を結び、いわゆる「産学官が一体となった取り組み」をはじめました。このプロジェクトのコンセプトは、「住み慣れた場所で自分らしく老いることのできるまちづくり：Aging in Place」の提案と実践にあります。これはAging in Placeを超高齢・長寿社会のまちのあり方の理想と掲げ、それを可能とする社会システムを開発し、提案し実践していくとするモデル性をもった先駆的なものといえます。実践の場となる「柏市」は、東京から30kmに位置するベッドタウンとして発展し、現在人口40万人の中核市・住宅都市としての側面に加えて、農村地域や工業地域をも包含する高齢化率24%の都市であり、今後、さらに急速な高齢化が進み、要支援・要介護高齢者も2030年には2倍から3倍に達すると予測しています。したがって、このまちで生じるさまざまな問題や課題はもちろんですが、それらに対する取組

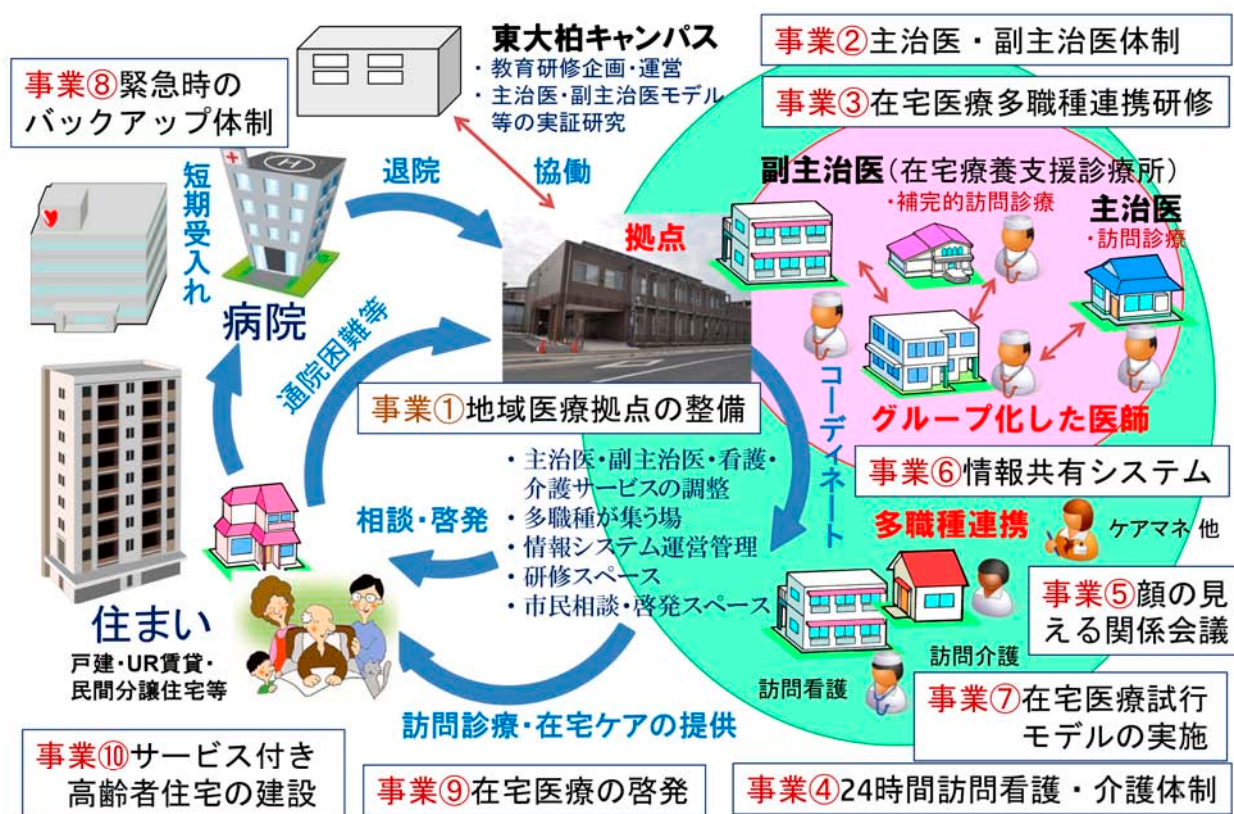
みや解決策、実践に基づく成果や提言などのものつ汎用性は極めて高いものと考えます。

このプロジェクトの「まちづくり方針（あるべき姿）」は、①いつまでも在宅で安心した生活が送れるまち。②いつまでも元気で活躍できるまちの2つのプランです。これらの方針を実現するため第一に、地域包括ケアシステムの具現化に取り組むこと。第二に、高齢者の生きがい就労の創成に取り組むこととしています。つまり、例え一人暮らしで虚弱になったとしても、住み慣れた地域で暮らすことができ、いつまでも元気に活躍できる出来るまち柏市を創ろうとしているのです。

プラン1～地域包括ケアシステムの 実現を図る取組み

第一のプランである地域包括ケアシステムを実現させるための施策として、①在宅医療を推進するシステムの構築。②訪問看護の充実。③介護サービスの充実。④サービス付き高齢者向け住宅の整備などを掲げ、具体的な10の事業を展開しています。（図1）

図1 地域包括ケアシステムを実現する各事業



とくに在宅医療推進システムの構築については、①在宅医療に対する開業医師の負担を軽減するバックアップ体制構築として、在宅医療にかかわる主治医と副主治医の相互補完システム（事業2）や緊急増悪時に24時間対応する病院の短期受け入れベッドの確保（事業8）。医師による在宅診療をしっかりとサポートする24時間対応の訪問看護と訪問介護の充実（事業4）と多職種がお互いに知り合い協力し合って医療・介護のサービス提供体制を創るための人間関係づくり（事業5）。②在宅医療を行う医師の増加策と資質の向上を図るシステムの構築として、在宅医療の連携研修プログラムの開発と多職種が連携してサービスを提供するためのプログラム（事業3）。③在宅医療・介護の情報共有システムの構築としてICTによる携帯端末の活用を図り、在宅医療・ケアに関わる多職種チーム形成をバックアップする（事業6）。④市民に対す

る医療の相談と啓発を進める取組み（事業9）。⑤具体的な在宅医療・介護・生活支援を提供するサービス付き高齢者住宅のモデル（事業10）。そして①～⑤を実現する中核的な拠点となる地域医療拠点施設「柏地域医療連携センター」を整備（事業1）したところです。（この取り組みの理論と実践については「地域包括ケアのすすめ」在宅医療推進のための多職種連携の試み：東京大学出版会刊256ページ3,500円を参照）

在宅医療体制づくりの成果が表れてきた

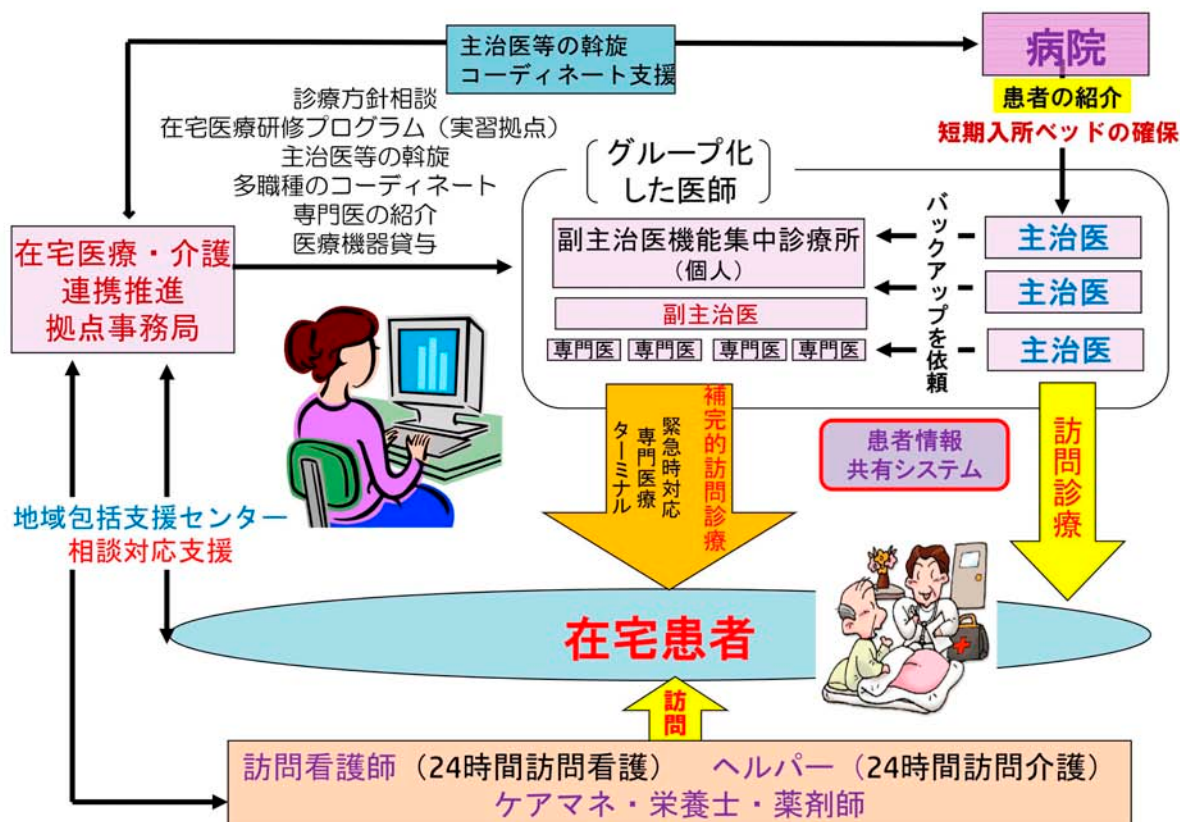
2010年度から2014年度までの5年間に、医師や病院関係者を中心とする「医療ワーキング・グループ（以下WG）」はおおむね20回、多職種がつながる「連携WG」は28回、実際に医師や多職種によって62事例の在宅診療を試みた「試行WG」は10回、市内の8つの急性期病院によ

るバックアップ機能を導き出した「10病院会議」は10回、全在宅サービス関係者が一堂に会し、連携強化を目指した「顔の見える関係会議」が14回ほど開催され、具体的な取り組みの進行とともに「地域包括ケアシステムを構築する核」となる在宅医療体制整備が徐々に整いつつあります。

この間の成果を俯瞰してみると、地域医療連携センターにおける相談は1,412件(2014年4月～2016年2月：以下同期間) 情報共有システムの管理運営では、多職種のID保有者が955名、258事業所に上っています。顔の見える関係会議の参加者は、通算16回で延べ3,123名。在宅医療多職種研修は、通算7回開催し379名が修了して

おり、そのうち医師は58名となっています。こうした結果、在宅診療を行う医師は、2010年11月の段階で15名でしたが2015年3月現在28名に増えてきました。あわせて在宅医師による在宅での“いわゆる看取り数”も53件(2010年度)から174件(2013年度)と3倍化しています。さらに在宅医師との連携支援体制で重要な役割を果たしている「訪問看護ステーション数」は12か所から23か所(2013年2月～2015年3月)へと急増しています。このような成果を基盤として、柏市内における在宅医療推進の新しい連携ネットワークが徐々に形成されてきているのです。(図2)

図2 在宅医療の新しいネットワークの構築



プラン2～高齢者の生きがい就労を 創成する取組み

次に、第二のプランである「高齢者の生きがい就労を実現」する取組みでは、高齢者を有能な働き手と捉えた地域密着型の新たなビジネスの創出として、①休耕地を活用した都市農業の活性化や屋内で農産物を栽培するミニ野菜工場の設置、マンション・ビルの屋上を利用した農園などを整備する。②保育園や幼稚園での子育て

支援サービスの創設、学童保育や学習塾における子どもの居場所の確保。③子どもから高齢者、障害者までの生活支援サービス事業。④コミュニティ食堂や配食サービスの実施による地域の食生活を支える事業。⑤高齢者から障害者まで「介護・障害者福祉サービス事業」の充実など、社会的に大きな課題となっている分野へ高齢者の“生きがい就労”という新たなアプローチを基本として5分野8つの事業を提案・実践する体制を整えてきました。(図3)

図3 生きがい就労を実現する事業 5分野8事業



その結果、2011年11月～2015年3月までの3年4か月の取り組みを通じ、61歳から80歳までの高齢者235名(概ね平均年齢75歳)が1日2～4時間、週2～3日の隔日勤務というスタンスで就労し活躍されています。そこで、いくつかの取り組みの中から新たな高齢者の就労事例を一つご紹介いたします。

高齢者が高齢者を支える 「介護施設」での就労

介護現場では、職員不足が深刻化し4Kとも言われる厳しい労働環境のなかで、高齢化の進展とともに介護認定者が激増しています。そこで、生活拠点である特別養護老人ホームにおいて、元気な高齢者による生活支援ができるので

はないか、さらに、高齢者の持つ経験や技術を介護の現場でこそ活かせるはずだと考え、モデル地域内にある介護施設長に協力を呼びかけ、取り組みを始めました。まず、食事時間の補助的な支援業務をはじめとして、清掃、洗濯、話し相手、送迎車両の運転など、短時間かつスポット的な高齢者の活用を事業者とともに具体的に検討していきました。その結果、当初の段階で5つのグループ38名が就労体験することになり、事業開始6か月後の2012年8月ごろには、この施設一か所で12グループ81名の高齢者就労を実現することができました。

その大きなポイントは、一日1～2時間の食事補助業務を1人当たり週2回から3回（日）程度の勤務とし、「毎日常勤介護職員2人分の業務内容を6人で1グループの高齢者でシェア」という就労方法（ワークシェアリング）を編み出し、新たな高齢者就労分野を創出することに成功しました。

重要な役割を持つプロジェクトの 推進体制づくり

このように一大プロジェクトを推進するため、どのような取り組み体制を整えてきたのかについて紹介したいと思います。まず、柏市とUR都市機構、そして東京大学の三者が「今後の超高齢社会における“まちづくり”について検討し実践しよう」と研究会を2009年6月に発足させたことから始まります。翌年5月の三者による取組み事業協定締結までの1年間に、柏プロジェクトのあるべき姿の共有を図りながら、基本的な方策を度重なる研究会と3回の市民向けシンポジウム開催に加えて、市民意識調査やヒアリングなどを実行しながら計画構想を策定し、同時に実践活動をすすめ、その成果をまた

さらに計画に反映させていくという取り組みの連続性を繰り返し展開してきました。（これはアクション・リサーチという新たな手法によるもの⇒参考：高齢社会のアクションリサーチ～新たなコミュニティ創りをめざして～東京大学出版会刊226ページ2,800円）

そのため、実践的な取り組みにあたっては三者研究会内に「在宅医療委員会」、「人と人委員会」、「住まい・移動委員会」という協議・検討組織を設置し、それぞれに「医療」と「連携」の2つのWG、「生きがい就労」と「生涯学習」の2つのWG、「住まい」WGの実行組織を立ち上げています。構成メンバーとして在宅医療の取り組みでは、医師会をはじめ病院関係者、歯科医師会や薬剤師会、地域包括支援センター、訪問看護連絡会やケアマネ協議会、OT/PT団体や在宅栄養士会、社会福祉協議会に一般市民も参加して具体的な検討と実践活動を進めてきました。その結果としてプラン1「いつまでも自宅で安心した生活が送れるまち」～地域包括ケアシステムを実現する～というあるべき姿のイメージ共有にまで至ったのです。

高齢者の生きがい就労の取り組みでは、①農業事業で農業経営者と市行政の農政部門。②保育・子育て事業で幼稚園や保育園事業者、小学校教師や市行政の保育・児童育成・教育委員会部門。③福祉サービス事業で特養ホームを運営する社会福祉法人に市行政の介護保険部門。④生活支援と生活充実事業で訪問介護事業者と市行政の高齢者支援部門などが参加したほか、市民団体や一般市民なども加わって、具体的な高齢者就労と活用の方策を検討しながら同時に事業の実現を図ってきたところです。

プロジェクトの事務局機能を持つ 行政組織の新設

このような二つのプランの実効を担保するために、柏市保健福祉部長直轄の行政組織「福祉政策室」を設置し4名の専任職員を配置してきました。この組織の重要な役割として各事業の「事務局機能」を担ったことが、その後のプロジェクトの進捗に最も大きな原動力となった点では特筆すべきことです。柏プロジェクトは、長寿社会のまちづくりとして医療・介護・看護の分野をはじめ、高齢者の就労やボランティア等の新たな生きがいつくり、さらに居住形態や住まい等の住宅対策、買い物や通院等の移動手段など、広範囲の行政的な施策が含まれており、既存の行政組織で片手間に兼務して対処・推進する限界を超えています。そこで、当時、行財政改革や人件費削減の嵐が吹き荒れるなかにありましたが、保健福祉部長直轄下の専管課とし

て2009年4月に新設置することにこぎつけています。所管する業務の特徴として、いわゆる個々の事業は全く持たずに、専らプロジェクトの事務局機能を担うものとしたことが功を奏することになりました。したがって、事業予算がない分、所掌する予算といえば、出張旅費や消耗品、備品購入費など極めて限られた少額なものでしたが、十二分にその機能を発揮したことは、その後のプロジェクトの成果がすべてを物語っていると言えるでしょう。

最後に、長寿社会のまちづくりとして、柏市における真の地域包括ケアシステムの構築をめざし、在宅医療を核とした取り組みに、今日の介護保険法改正によって市町村の必須事業化された“あたらしい総合事業”に基づく主体的な市民による生活支援活動が連動してこそ、本物の地域が創造されていくものと考えています。いまは、その発展過程にあると認識しているところです。

取り巻く情勢や環境の変化に対応できる知識の習得
や考え方を生み出す一助とするため、学識者の方々に
研究成果の一端を報告いただきます。

経済産業省 商務情報政策局

情報通信機器課 環境リサイクル室 課長補佐 佐野 太南

1. はじめに

家電リサイクル法（正式名「特定家庭用機器再商品化法」）は、平成10年6月に公布、平成13年4月から本格施行され、現在、施行後15年を経過したところである。

家電リサイクル法に基づいて、消費者や事業者から排出される家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、製造業者等において再商品化等（リサイクル）が実施されている。

一方で、街中を大音量で巡回したり、ポストにチラシを配布したり、インターネットで広告を出したりして不用品を回収している業者が存在し、こうした業者の中には、家庭の廃棄物を回収するために必要な市町村の「一般廃棄物処理業許可」や委託のない「無許可」の廃棄物回収業者が存在する。こうした無許可の廃棄物回収業者等の不適正ルートへの排出が、大きな社会問題・環境問題等へ繋がっており、家電リサイクル法ルート等の適正ルートへの排出を進めていくことが急務となっている。

本稿においては、家電リサイクル法の目的と概要、成果としてリサイクル実績や2度の法制度見直し、課題と今後の取組について説明することとしたい。

なお、本稿は筆者の個人的見解であり、経済

産業省の公式見解ではない旨、御承知置きいただきたい。

2. 家電リサイクル法の目的と概要

(1) 家電リサイクル法の目的

家電リサイクル法は、廃棄物の適正な処理の確保と資源の有効確保を図ることを目的としている。家電リサイクル法施行以前、家電4品目は主に一般廃棄物として市町村で処理がなされていたが、埋め立てることのできる処分場の不足が深刻化し、大型の廃家電で構造が複雑なものは市町村における処理が困難となっていた。加えて、資源の乏しい我が国においては、廃家電に含まれる価値のある再生資源が利用されずに廃棄されている状況を改善し、その利用を推進すべきとの社会的要請が強くあった。このような状況を背景に、家電リサイクル法が制定されたところである（経済産業省・環境省の共管法）。

(2) 家電リサイクル法の概要

家電リサイクル法の流れは、図1のとおりである。

- ・ 排出者（消費者や事業者）においては、家電リサイクル法ルートにおける適切な引渡しを行い、再商品化等料金（リサイクル料金）と収集・運搬料金を支払うことを求

められている。

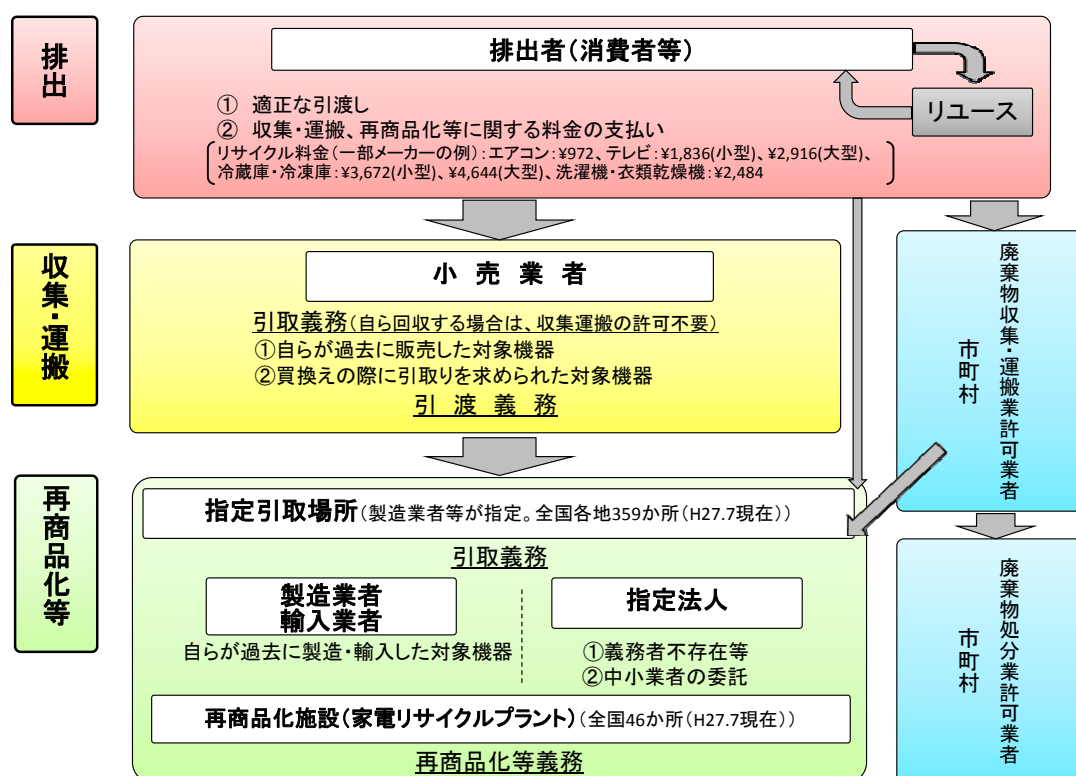
- ・ 小売業者においては、①自らが過去に販売した対象機器と②買換えの際に引取りを求められた対象機器について引き取る義務を負い、また、引き取った廃家電について製造業者等へ引き渡す義務を負う。
- ・ 製造業者等においては、自らが過去に製造等を行った対象機器を指定引取場所において引き取り、再商品化等（リサイクル）を行う義務を負う。

製造業者等における再商品化等については、製造業者等から委託を受けた再商品化施設（家

電リサイクルプラント）において実施されている。再商品化等を通して回収された鉄、銅、アルミニウム、プラスチック等については、製品の原材料として再利用されたりすることになる。

なお、家電リサイクル法においては、「特定家庭用機器廃棄物管理票」制度が定められているところ、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターが「家電リサイクル券」を運用しており、排出者は廃家電が製造業者等へ引き渡されたかを家電リサイクル券のお問合せ管理票番号によって確認できる。

図1 家電リサイクル法の流れ



3. 家電リサイクル法における成果

(1) 家電リサイクル法に基づくリサイクル実績

家電リサイクル法が施行されてから15年が経過しているところ、製造業者等によるリサイクルの仕組みは、これまで適切に機能し、着実に

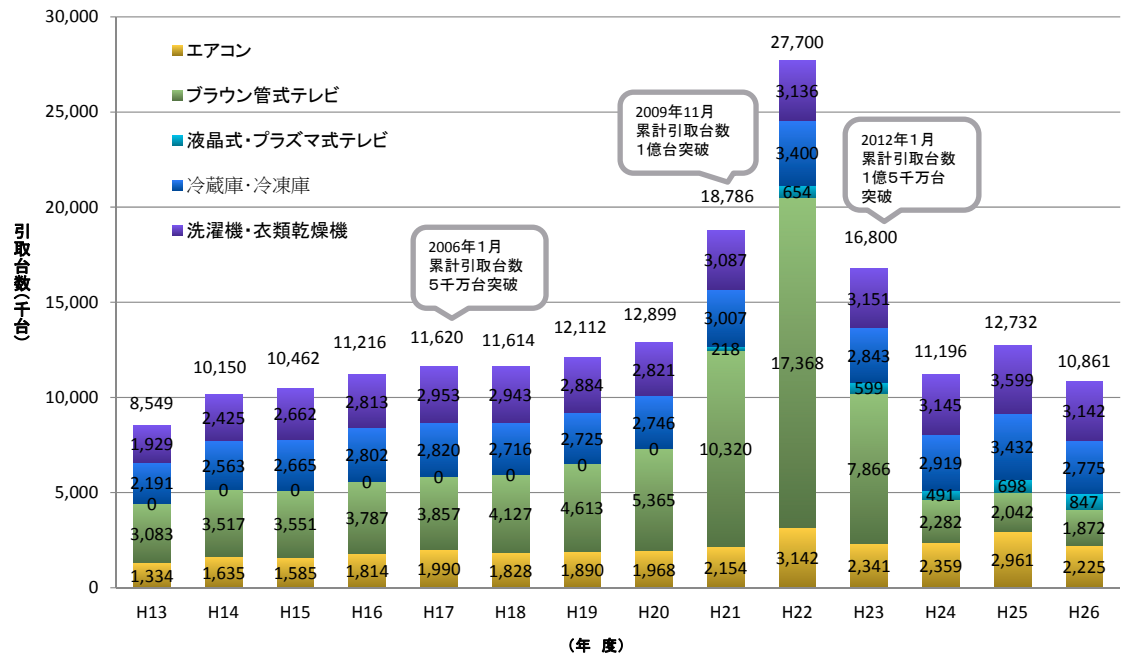
成果を上げてきた。

ア. 製造業者等における引取台数

家電リサイクル法に基づいて、製造業者等は、小売業者や消費者等から指定引取場所において廃家電を引き取っており、平成26年度の引取台数は約1,086万台であった。

平成26年度末まで法施行後14年間の累計は1億8,000万台を超えており、平成28年度には累計2億台を突破するものと予想される。

図2：製造業者等（指定引取場所）における引取台数の推移



出典：平成26年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）
（注）平成21年5月15日～平成23年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年7月24日に地上デジタル放送完全移行（岩手県・宮城県・福島県は24年4月1日に完全移行）。

イ．製造業者等における再商品化率等
製造業者等が引き取った廃家電について、重量ベースでどのぐらい再商品化を行ったかを示す「再商品化率」の平成26年度の実績は表1のとおりとなっており、家電リサイクル法に定められた再商品化基準を上回る実績を挙げている。また、家電リサイクル法に基づいてフロン回収と処理が義務付けられており、適切に実施されている。

表1：製造業者等における再商品化率

	再商品化率（実績）			法定の再商品化基準（※）
	平成13年度		平成26年度	
エアコン	78%	…	92%	80%
ブラウン管式テレビ	73%	…	75%	55%
液晶式・プラズマ式テレビ	—	…	89%	74%
冷蔵庫・冷凍庫	59%	…	80%	70%
洗濯機・衣類乾燥機	56%	…	88%	82%

※ 法定の再商品化基準は法施行後引き上げられており、表の値は平成27年4月に引き上げられたものである。

再商品化等の結果として、法施行後14年間の累計で鉄が約219万トン、銅が約19.7万トン、アルミニウムが約12.1万トン等回収されている。

なお、再商品化等を実施する再商品化施設(家

電リサイクルプラント)においては、見学者の受入れを行っているところもあり、法施行後14年間の見学者は、延べ人数で約54万人となっている。



再商品化施設の見学（出典：一般財団法人家電製品協会）

(2) 家電リサイクル法における制度改善

家電リサイクル法については、法施行から現在に至るまで、産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における制度見直しの議論が2度なされ、それらを通じ、様々な制度改善に取り組んできた。

ア. 1度目の制度見直し

平成18年6月から1度目の制度見直しの議論が行われ、平成20年2月には、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「平成20年報告書」という。）が取りまとめられた。

平成20年報告書における提言等を踏まえ、

- ・ 対象品目として液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機の追加
- ・ 法定の再商品化基準の引上げ
- ・ 指定引取場所のA・Bグループ共有化

等が、それぞれ関係主体によって実行に移され、その状況等のフォローアップが毎年実施さ

れた。

イ. 2度目の制度見直し

平成20年報告書から5年後目途である平成25年5月から2度目の制度見直しの議論が行われ、平成26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「平成26年報告書」という。）が取りまとめられた。

平成26年報告書における提言等を踏まえ、

- ・ 回収率目標の設定（後述）
- ・ 法定の再商品化基準の引上げ
- ・ 回収率目標達成のためのアクションプランの策定（後述）

等が、それぞれ関係主体によって実行に移されている。なお、平成26年報告書において、少なくとも毎年1回、各主体における所要の取組の進捗状況を合同会合でフォローアップし、5年後を目途に、再度、制度見直しの議論を行うことが適当とされた。

表 2：家電リサイクル法の歩み

平成 13 年 4 月	家電リサイクル法本格施行
平成 16 年 4 月	対象品目に電気冷凍庫を追加
平成 18 年 6 月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において 1 度目の制度見直しの議論を開始
平成 20 年 2 月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成 21 年 4 月	対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加 法定の再商品化基準の引上げ
平成 25 年 5 月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において 2 度目の制度見直しの議論を開始
平成 26 年 10 月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成 27 年 3 月	回収率目標の設定
平成 27 年 4 月	法定の再商品化基準の引上げ
平成 28 年 3 月	回収率目標達成のためのアクションプランの策定

4. 家電リサイクル法に関する課題と今後の取組

(1) 平成26年報告書

平成26年報告書では、これまでの成果を損なうことなく、更なる改善等を通じてよりよいリサイクル制度を構築していくため、以下3つの施策が提言された。

- ① 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策
- ② 特定家庭用廃棄物の適正処理における具体的な施策
- ③ 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

特に①に関して、社会全体として適正なりサイクルを推進することを目指すため、国は、回収率目標を設定し、それを達成するために国、製造業者等、小売業者、市町村等の各主体が回

収促進に取り組むべきとされた。

(2) 回収率目標の設定

平成26年報告書の提言を受けて、平成27年3月に、回収率＝適正に回収・リサイクルされた台数／出荷台数と定められ、その目標水準については、平成25年度の49％を平成30年度に56％とすることとされた。目標水準については、

- ① 不法投棄の割合を半減（現状0.4％→0.2％）
- ② 国内外のスクラップの割合をできる限り低減（現状6.4％→0％）

を達成し、不適正な処理がなされていた分が適正に回収・リサイクルされた場合との考え方で設定された。

(3) アクションプランの策定

このように設定された回収率目標を達成する

ために、平成27年1月に開催された産業構造審議会・中央環境審議会の第1回フォローアップ合同会合における委員の指摘も踏まえて、平成27年度に「特定家庭用機器廃棄物の回収率目標達成のためのアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）が取りまとめられた。

アクションプランにおいては、回収率目標達成に向けた各主体の取組について、

- ・ 不適正ルートへの排出を削減する「排出者による適正排出の促進に関する取組」
- ・ 不適正な排出ルート自体を抑制する「違法業者・違法行為の対策・指導等に関する取組」

等の類型に分類され、各類型に関して具体的な取組や取組目標等が整理された。アクションプランは平成28年1月に開催された産業構造審議会・中央環境審議会の第2回フォローアップ合同会合において議論いただき、同年3月に策定

された。アクションプランの内容は多岐にわたるところ、ここでは4つほど具体的な内容を紹介させていただきたい。

ア．違法な無許可の廃棄物回収業者等対策

1つ目は、違法な無許可の廃棄物回収業者等対策である。家庭の廃棄物を回収するには、市町村の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要であるが、街中を大音量で巡回したり、ポストにチラシを配布したり、インターネットで広告を出したりなどで不用品を回収している業者の中には、廃棄物の回収や処分を「無許可」で行う業者が存在する。こうした違法な無許可の廃棄物回収業者に回収された廃家電は不法投棄されたり、環境対策を行わずに不適正な処理がなされ、フロンや鉛などの有害物質が環境中に放出されたりしている。また、高額請求等の消費者トラブルが発生することもある。



不法投棄



不適正処理



不適正な管理による火災

これに対して、平成26年度、違法な無許可の廃棄物回収業者等が存在すると認識している地方自治体においては、パトロール（約32%）や立入検査（約21%）などにより対応している。また、環境省においては、平成27年度、ブロック別の説明会等において地方自治体職員への周知を行い、また、違法な廃棄物回収業者対策等の好事例集を作成し、地方自治体へ提供を行った。

アクションプランにおいては、平成30年度ま

で、全ての地方自治体において指導等を行うこととしており、また、環境省においては、警察との連携を図るべく、警察庁との意見交換を実施することとしている。これらの取組の成果を踏まえつつ、取締り強化に向けた制度を検討することとしている。

イ．水際対策の強化

2つ目は、水際対策の強化である。廃棄物等

の不法輸出の水際対策については、経済産業省・環境省及び税関が引き続き連携して対応することが必要であり、自治体との情報共有等の連携を強化していく必要がある。

平成27年度、税関、自治体と連携した取締りを実施するほか、環境省において、有識者からなる「廃棄物等の越境移動適正化に関する検討会」を開催して、水際対策に関する現行制度の点検を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出対策の強化方策等のあり方について検討を行っており、平成28年度以降もアクションプランに基づいて、こうした取組を進めていく必要がある。

ウ．消費者等に対する周知・広報活動

3つ目は、消費者等に対する周知・広報活動である。平成26年報告書においても、消費者等が不適正なルートへ排出しないよう、国、市町村等が中心となり、関係主体が協力して、消費者等に対して家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底すべきとされた。

〔参考〕

（経済産業省）家電4品目の「正しい」処分早わかり！（3分アニメあり！）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

（家電製品協会）これで解決！家電リサイクル

<http://www.kaiketsukr.com/>



平成27年度、経済産業省においては、

- ・ 動画「3分アニメでわかる家電リサイクル法」をYouTubeに掲載し、本動画も含めた特設ページを経済産業省ホームページに掲載
- ・ リスティング広告・ネットワークディスプレイ広告を実施し、当該特設ページへの誘導

等を行った。関係主体への周知も行い、その結果、大手家電流通協会や茨城県守谷市においては、当該特設ページのキャラクターを使用した広報資料を作成し、周知・広報活動を行っていた。

また、指定法人である家電製品協会においても、一般消費者の排出場面を想定し、適正排出に誘導するWEBサイトを開設した。

このように各主体において、周知・広報活動が行われているところ、アクションプランに基づいて、引き続き、各主体が連携して周知・広報活動を実施していく。

エ．地方自治体における義務外品の回収体制の構築

4つ目は、地方自治体における義務外品の回収体制の構築である。義務外品とは、過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買換えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない廃家電を指す。

こうした義務外品の回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不適正ルートへの排出等につながるおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、回収体制を早急に構築する必要がある。

平成27年3月には、環境省から「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」が策定され、平成27年度もブロック別説明会等において地方自治体に対して周知が行われたが、平成27年4月現在、ガイドラインに沿って体制が構築出来ている市町村は約43%という状況である。

アクションプランにおいて、平成30年度まで

に、全ての市町村において義務外品の回収体制が構築できるよう小売業者等と連携して回収体制を整備するとされており、早期に回収体制が構築されることが求められる。

5. 終わりに

家電リサイクル法が施行されてから15年が経過しているところ、製造業者等によるリサイクルの仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げており、また、制度見直しの議論が2度なされ、それらを通じ、様々な制度改善に取り組んできたところである。

しかし、「無許可」の廃棄物回収業者等の不適正なルートは存在しており、違法な無許可の廃棄物回収業者等対策、水際対策の強化、消費者等に対する周知・広報活動などの取組について、回収率目標の達成に向けて、これまで以上に各主体が連携・協力を図りつつ、実施していく必要がある。

エッセイ

発想の転換、今へのヒントを得るために、
新たにエッセイコーナーを設けました。
ご一読ください。

「宇宙を見る新しい窓・重力波」

東京大学宇宙線研究所

重力波観測研究施設 准教授 三代木 伸二

皆さんの中で、「重力波（じゅうりよくは）」という言葉を知っている方はどれほどおられるでしょうか？重力波は、その名の通り、「重力」の「波」ですが、2016年2月11日に、アメリカのLIGO（ライゴ）という研究機関が、人類史上初めて、この聞き慣れない重力波の直接検出に成功したという発表を行い、科学史上における歴史的な偉業として、ネット、テレビ、新聞等で世界的に大きく報道されたことを記憶されている方は多いと思います。アメリカ合衆国オバマ大統領も即座にツイッターでその業績を称えたほどです。このLIGOグループを率い、重力波の直接検出に成功したワイズ先生にとって、重力波の直接検出は50年近い研究人生のほぼすべてをかけた挑戦だったのですが、一体、重力波の何が研究者を虜にするのでしょうか？

人類の歴史を振り返ると、1800年代の後半まで、人類が世の中を認知し知識を得る主な方法は、ほぼ五感のみで、特に視覚、つまり人の目で見える世界は、赤から紫までのいわゆる可視光と呼ばれる“電磁波”に限定されていました。その後、電波、X線、赤外線、紫外線、 γ 線と、本質的には可視光と同じ電磁波の仲間であり、単に波長が異なるだけの波動現象が発見されるごとに、同じ物や現象の異なる側面が明らかにされ、それらを通信、医療、製造などに利用することで、人類の生活は飛躍的に発展したことは周知の事実です。つまり、新しい手段による観測の「窓」が開けると、必ずそこには「新し

い世界」が広がっていたのです。さらに、重力波は、電磁波と同じ波動現象ですが、その発生の原理が全く異なります。全く新しい、しかもその発生原理すら異なっているこの重力波で世界をみたらどんな新しい世界、新しい宇宙が見えてくるだろうか？これこそが、研究者が必死で重力波をとらえようとしている理由なのです。

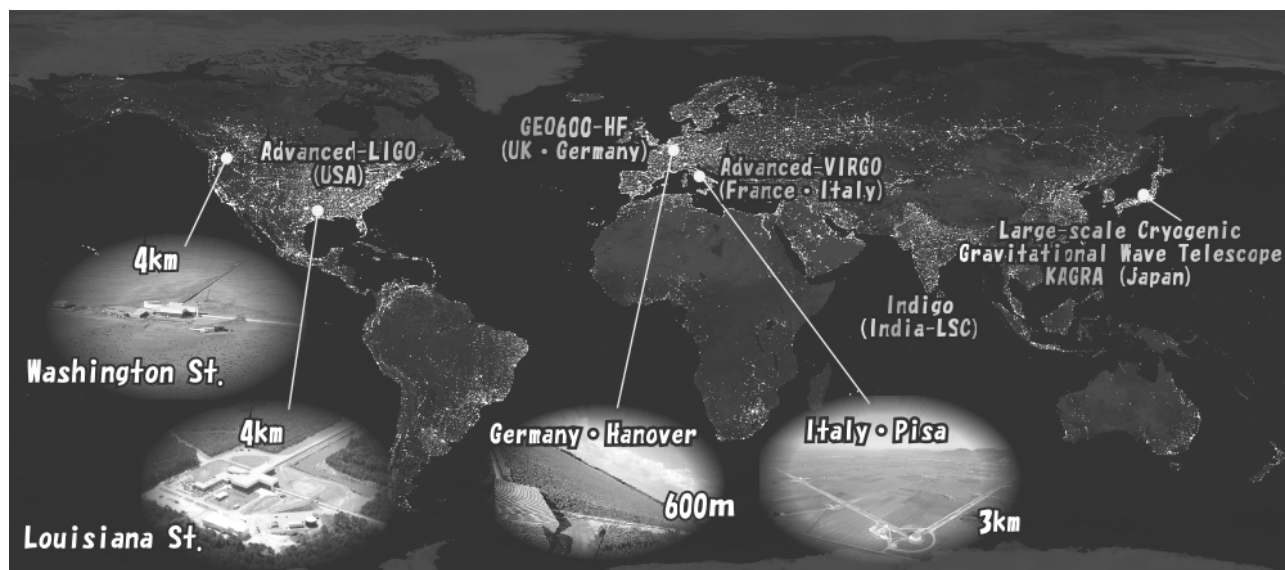
重力波は、特に、宇宙の起源を探る研究においては決定的に重要です。最新の理論的予想や観測的事実から、宇宙はある極微の一点から発生し、インフレーションという名の現象により一瞬で拡大したあと、ビッグバンという灼熱状態になり、その後、宇宙の膨張とともに冷却され、その間に星や銀河が生まれ、様々な元素が合成され、今のような宇宙になったと考えられています。しかし、その光（電磁波）を使う限り、宇宙の誕生後38万年経過した以降のことしか知ることができません。なぜなら、宇宙は、その38万年間は灼熱状態にあり、光が散乱され、まるですりガラス越しに見た風景のように、その時代の姿がぼかされてしまうからです。しかし、この重力波（とニュートリノ）はそんな灼熱の宇宙ですら邪魔されることなく直進できるため、重力波を使えば、究極的には宇宙誕生の瞬間を見ることができるのです。

では、どうして重力波の直接検出に、その取り組みから50年余もかかったのでしょうか？もし重力波が宇宙の彼方から地球に届くと、二つの物体の間の距離の変化として現れます。その

変化をとらえるのがLIGOのようなL字の形をした2本の腕を持つ重力波望遠鏡です(図1:世界の重力波望遠鏡計画)。しかし予想される長さの変化は、腕の長さ4,000メートルに対し、その1兆分の1のさらに100万分の1メートル(約 10^{-18} メートル)であったため、とほうもなく極限的に小さな変動をとらえる装置の開発が必要だったからです。この重力波の存在は、かのアインシュタイン博士が1916年に提唱した一般相対性理論から予言されました。アインシュタイン自身も、その重力波のあまりの小ささに「直接観測は難しい」と考えていたようで、この重力波の直接検出は、別名「アインシュタインか

らの最後の宿題」とも言われました。2016年の今年は、それから丁度100年目となる節目の年でしたが、まさにその年に直接検出という答案が提出されるという絵にかいたような歴史的な出来事を皆さんは目撃したのです。400年前に光学望遠鏡を使い、初めて様々な天体を見たのはガリレオ・ガリレイでしたが、彼の語る奇想天外な宇宙の真の姿を聞いた当時の人々が、どれほどの衝撃を受け、世界観の転換を迫られたかは史実の示すとおりです。今度は、重力波による宇宙の観測により、みなさんが“めまい”のするような事実を突きつけられるかもしれません。

図1:世界の重力波望遠鏡計画



当初、重力波の検出は、その困難さと怪しさから、まともな物理の研究者は手を付けてはいけな禁断の研究という風潮がありました。私より10年先んじて重力波の研究を始めた日本の先輩研究者は、学会の発表で、まともな物理とは思えない他の発表と同じ時間帯枠に入れられ困惑したと聞きました。しかし、たとえ、そういう偏見を除いたとしても、重力波の直接検出研究が当時の先見性のある研究者の目から見て

も、突出してハイリスクであったことに間違いはありません。しかし、その後、重力波の研究の重要性が次第に認知されるとともに、偶然か、あるいは感化されてか、重力波望遠鏡の超精密長さ計測装置としての性能を飛躍的に向上させる様々な技術の発明と開発、及び、取得された膨大なデータを高速に処理できるコンピュータとネットワーク速度の向上、そして、重力波の波形を精密に予測する理論と計算プログラムの

開発などがどれも欠けることなく並列に進歩したおかげで、今回の重力波の初検出がなされたといっても過言ではありません。今回のLIGOの発表における論文の共著者数は1,000人規模で、計画が始まった当初からの人数も加えると、携わった研究者の数はさらに多くなりますが、まさに、アメリカにとっても総力戦だったわけです。今回、重力波の直接検出という前人未達の困難な挑戦を、LIGOを中心とする研究グ

ループが達成できたのは、アメリカのNational Science Foundation (NSF)の以下のコメントがよく物語っているのではないのでしょうか。

「LIGOはNSF始まって以来、最大の資金提供をおこなったハイリスクな研究であった。しかし、我々はそのようなリスクを取る機関だ。我が国が世界の最先端知識のリーダーであり続けるために、我々は開拓者に投資する。」

新たなフロンティア、東北の被災地

ジャーナリスト 森 一夫

震度7の熊本地震が起きて、改めて地震の多い国に住む宿命を思い知らされた。東日本大震災から5年余り、東北地方の被災地はまだ完全に復興していない。にもかかわらず災害が次から次と各地を襲っている。

今年の3.11についての報道は、政府の設定する集中復興期間が終わってもなお、先の見えぬ現状への被災地の焦燥感を伝えるものが多かった。一般の関心が薄れれば、忘れられてしまうのではないかと不安も募るだろう。

しかし一方で、新しいチャンスとなるフロンティアが、東北の被災地に生まれつつある。東日本大震災は約1万8,500人の犠牲者と内閣府推計で16兆9,000億円の物的損害を出した。原発周辺では復興のめどがたたない地域もある。だからと言って悲観的な面ばかり見ていては、結果的に希望を押しつぶしてしまう。

東北は他の地方と同様、震災前から人口減少と高齢化が進行していた。大震災がその傾向を一気に10年くらい早めたので、厳しさは増したわけだが、災いを転じて福となす要素も生まれている。投じられた巨額の財政資金は復旧、復興のためである。新たなチャンスは主に外部からの民間の支援によってもたらされた。

復興事業は引き続き進める必要がある。しかしこれからはそれ以上に、フロンティアとして被災地を積極的に見て行くべきではないか。震災発生時に「日本を変えよう」という機運が盛り上がったが、いつの間にか萎えてしまった。それを再びよみがえらせるバネに、東北はなり得る可能性を内包している。

具体的には多くの企業や人材が復興支援をきっかけに外部から駆けつけ、様々なプロジェクトを地域と一体になって進めてきた。それが今や復興というレベルを超えて、新たな地域おこしに発展している。他では見られない現象である。

例えば富士ゼロックスは、岩手県の沿岸被災地で医療活動の再建を助けるために、医療機関への複合機の無償提供などを実施した。現在、興味深いのは、地域おこしや人材育成を目的に、岩手県遠野市で地

元や外部の人たちと一緒にやっている「遠野みらい創りカレッジ」である。

閉校になった中学校の校舎を活用して、一昨年4月に開校した。コースは多彩で、留学生も含めた大学生と地元高校生との交流、遠野文化の学習、6次産業化など地元産品を生かした産業創出の研究、グリーンツーリズムなどがある。地元のほか、各地から大学教員、学生、企業・団体関係者などが参加する。米国などからも大学生がやって来る。

いわば地域の課題を解決するためのプラットフォームである。外部の知見を取り入れて、地域おこしを新鮮な発想で推進するのが狙いだ。担当する富士ゼロックスの樋口邦史営業推進部復興推進室長は「人材育成が一番の目玉」と言う。この遠野モデルは東北以外の地方にも広がろうとしている。

地域に入り込んだ活動により同社も新しい可能性を模索し始めている。山本忠人会長は「コミュニティの重要性を痛感した。我々はリージョナル・コミュニティ・コンティニティ・プラン作りを日ごろから手伝っていかなければならない」と語る。地域社会を持続させる仕組み作りへの参画は、同社の事業にも有形無形のプラスがあるはずだ。

遠野はビールの原料であるホップの産地で、縁の深い麒麟はスペイン原産の枝豆「パドロン」のブランド化を支援している。栽培農家は麒麟が被災地農家を支援するために始めた「東北復興・農業トレーニングセンター」の一期生である。「遠野パドロン」は麒麟系列のビアレストランなどで季節メニューに加えている。

麒麟グループは今後も、こうした被災地の食材のブランド化や農水産業のリーダー育成などを支援して行く方針だが、枠を「復興から未来へ」と広げる。農業トレーニングセンタープロジェクトも「地域創生トレーニングセンター」として、このほど全国展開に踏み出した。

大手企業にとどまらず、多種多様な起業家や建築家、芸術家などが今、東北の被災地で様々な試みに挑戦している。その中から、日本の未来をつくる動きが出てくることを期待したい。